

比布町新型インフルエンザ等対策行動計画（概要版）

平成26年3月

I はじめに

1. 新型インフルエンザ等対策特別措置法の制定

新型インフルエンザは、世界的な大流行（パンデミック）となり、大きな健康被害とこれに伴う社会的影響をもたらすことが懸念されている。国はこれらが発生した場合には、国家の危機管理として対応する必要があるとしている。

新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号。以下「特措法」という。）は、病原性が高い新型インフルエンザ等の発生した場合に、国民の生命及び健康を保護し、国民生活及び経済に及ぼす影響が最小となるようにすることを目的に、制定された。

2. 比布町行動計画の作成

特措法第8条に基づき、「道行動計画」を基本として、今回、新たに比布町新型インフルエンザ等行動計画（以下「町行動計画」という。）を作成した。

《対象となる新型インフルエンザ等感染症及び新感染症》

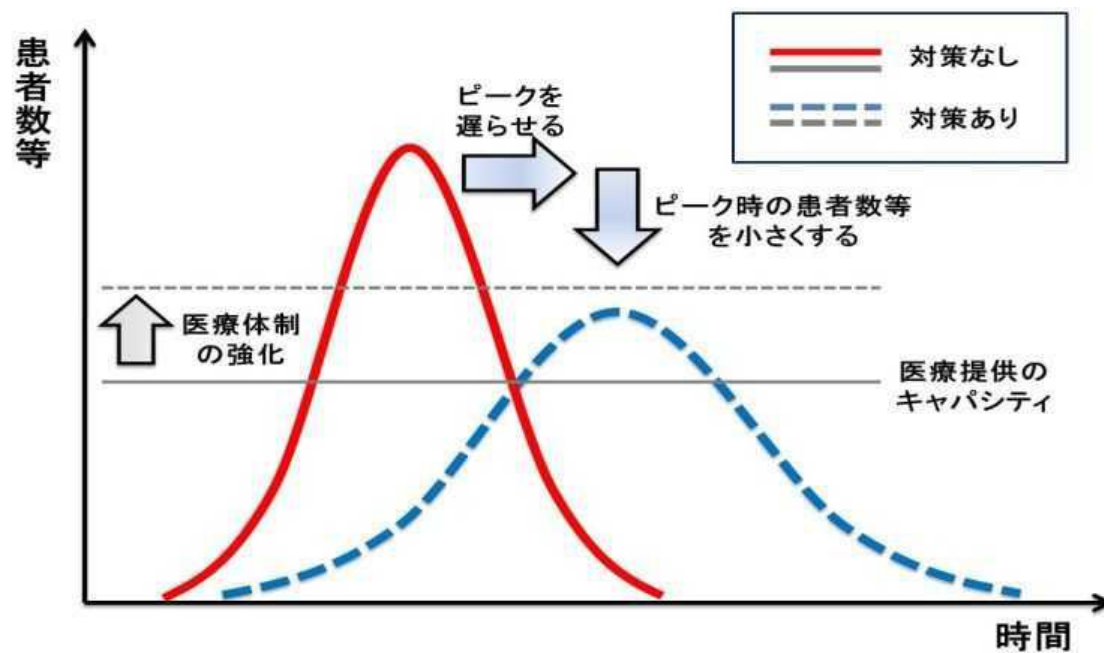
- 1) 感染症法第6条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症（以下「新型インフルエンザ」という。）
- 2) 感染症法第6条第9項に規定する新感染症で、その感染力の強さから新型インフルエンザと同様に社会的影響が大きなもの

Ⅱ 新型インフルエンザ等対策に実施に関する基本的な方針

1. 新型インフルエンザ等対策の目的及び基本的な戦略

- (1) 感染拡大を可能な限り抑制し、町民の生命及び健康を保護する。
- (2) 町民生活に及ぼす影響が最小となるようにする。

<対策の効果 概念図>



2. 対策の基本的考え方

新型インフルエンザ対策は発生段階や状況の変化に応じて柔軟に、科学的知見や国や道の対策も参考にしながら比布町の特徴なども考慮し、対応していく。

3. 対策実施上の留意点



- (1) 基本的人権の尊重
- (2) 危機管理としての特措法の性格
- (3) 関係機関相互の連携協力の確保
- (4) 記録の作成・保存

4. 新型インフルエンザ等発生時の被害想定

		全国	道	町	
総人口（H22.10）		128,057,352	5,506,419	4,042	
全人口の25%が罹患すると想定した場合	受診患者数	約1,300万人 ～ 約2,500万人	55万9千人 ～ 107万5千人	410人 ～ 790人	
	入院患者数上限	約53万人	約2万3千人	約17人	
アジアインフルエンザ等のデータを参考に中等度を致死率0.53%とした場合	死亡者数の上限	約17万人	約7千人	約5人	
	中等度	最大入院患者数	約10.1万人	約4千3百人	約3人
全人口の25%が罹患し、流行が8週間続く場合	重度	最大入院患者数	約39.9万人	約1万7千人	約13人

Ⅲ 発生段階ごとの主な対策の概要

	未発生期	海外発生期	国内発生早期	国内感染期	小康期
対策の目的	<ul style="list-style-type: none"> ・発生に備えて体制の整備をする。 ・発生の早期確認に努める。 	<ul style="list-style-type: none"> ・国内侵入をできるだけ遅らせ、国内発生の遅延と早期発見に努める。 ・国内発生に備えて体制の整備を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・道内での感染拡大をできる限り抑える。 ・感染拡大に備えた体制の整備を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・医療体制を整備する。 ・健康被害を最小限にする。 ・町民生活の影響を最小限に抑える。 	<ul style="list-style-type: none"> ・町民生活の回復を図り、流行の第二派に備える
実施体制	<ul style="list-style-type: none"> ・行動計画策定・見直し ・初動対応体制の確立や発生に備えた町の業務継続計画の策定・見直し等行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・国や道の動向を見極めながら情報収集 ・必要に応じ比布町新型インフルエンザ等対策会議の開催 	<ul style="list-style-type: none"> ・国の緊急事態宣言が出た場合に「比布町新型インフルエンザ等対策本部」を設置し、対策を実施。 	<ul style="list-style-type: none"> ・国の対策方針変更に沿った対処方針を決定する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・国の対処方針の変更した場合は町も方針決定。 ・国の緊急事態解除宣言の場合は町対策本部を廃止
サーベイランス・情報収集	<ul style="list-style-type: none"> ・国内外の情報収集 ・学校のインフルエンザ感染状況の確認 	<ul style="list-style-type: none"> ・道の行うサーベイランス・情報提供と連携、要請に応じて適宜協力する。 	<div style="border: 1px solid blue; border-radius: 10px; padding: 5px; display: inline-block;">緊急事態宣言が発せられた場合、本町対策本部の設置</div>		

<p>情報提供・共有</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・情報収集・提供体制の整備 ・相談窓口の準備 ・必要な情報の住民への提供体制整備 	<ul style="list-style-type: none"> ・町民に国内外の発生状況、現在の対策等リアルタイムで情報提供し、注意喚起する。 ・国や道、関係機関と双方向の情報の共有 ・相談窓口の設置 	<ul style="list-style-type: none"> ・相談窓口等の体制の充実・強化 ・必要な情報提供をする 		<ul style="list-style-type: none"> ・第二派発生の可能性やそれに備える必要性の周知 ・相談窓口等の縮小
<p>予防・まん延防止</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・町民への感染予防方法に周知 ・地域・職場対策の周知 ・特定接種・住民接種の準備 	<ul style="list-style-type: none"> ・感染症危険情報の周知 ・特定接種の実施 ・住民接種の準備 	<ul style="list-style-type: none"> ・道等と連携して町民、事業所・学校・保育施設等における感染症対策の周知 ・住民接種の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・住民接種の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・住民接種の実施
<p>医療</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・道等からの要請に応じその対策に適宜協力する。 			<ul style="list-style-type: none"> ・診療体制を住民への周知を図る。 	
<p>町民生活の安定</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・要援護者への具体的生活支援体制の整備 ・火葬能力等の把握 ・物資及び資材等の備蓄等 	<ul style="list-style-type: none"> ・要援護者対策 ・国等からの要請により、遺体の火葬・安置施設等の準備 	<ul style="list-style-type: none"> ・要援護者対策の実施準備。 ・道等からの要請に応じて対策に適宜協力する。 ・町民・事業者へ消費者として適切行動の呼びかけ 	<ul style="list-style-type: none"> ・要援護者対策の実施。 	<ul style="list-style-type: none"> ・要援護者対策の実施。